

標準処理期間の未設定理由

番号 19

処 分 名	庚申庵史跡庭園の使用許可
根 拠 法 令 名	松山市庚申庵史跡庭園条例
条 項	第3条第1項
所 管 課	文化財課

【標準処理期間を未設定とした理由】

過去に申請実績がない又は稀である、あるいは将来的に申請が見込めないなど、標準処理期間を設定する実益がない。